

# 子どもから地域へ拡がれネットワーク 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、子どもから地域へ拡がれネットワーク（愛称：TSUDOU.NET）という。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を熊本県熊本市中央区大江2丁目3-22-101

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、子ども・地域食堂などの地域の居場所をつなぐことで、地域の課題に取り組む。また、地域と地域とを結び、さらに世代間の交流を促進することにより、活動の活性化を図り、やさしい地域社会づくりに貢献する。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 地域の居場所づくりの活動と拡がりのサポート
- ② 世代間のコミュニケーションの促進
- ③ 地域の居場所づくりにかなう事業

## 第3章 会員

(種別)

第4条 この団体の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同して入会する個人とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会する個人または団体とする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

(会費)

第6条 正会員・賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) この団体の目的に反する事業の勧誘等を行ったとき。
- (3) 総会の議決により除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は別に定める退会届を本会の代表に提出して、任意に退会することができる。

第4章 組織及び役員

(役員会)

第10条 この団体に役員会を置く。

(役員)

第11条 役員会は役員から構成され、役員は総会において正会員から選出される。

2 役員は次の職種を担うものとする。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計・庶務 若干名
- (5) 企画・事業 若干名
- (6) 広報・連携 若干名

3 代表は役員会で選出する。職種(2)～(6)については代表の推薦による。

(監事)

第12条 監事の任期は2年として、総会で選出され、再任を妨げない。

2 監事は、役員又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 代表は、この団体を代表しその業務を総理する。

2 代表に事故あるとき、又は欠けたときには、副代表がその職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事業状況を監査すること。
- (2) この団体の財産の状況を監査すること。

(任期等)

第14条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任は代表に伝え、総会の承認を必要とする。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 監事の任期等は、上記役員の規則に準拠する。

(欠員補充)

第15条 代表・副代表又は監事の欠けたとき、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の承認により、これを解任することができる。その場合には、その役員に議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務に遂行に堪え得ないと認められる時
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

## 第5章 総会

(種別)

第17条 この団体の総会は、通常総会と臨時総会の二種とする。

(構成)

第18条 総会は正会員をもって構成する。

(議決)

第19条 総会は、次の事項について審議し承認する。

- (1) 事業報告及び会計報告
- (2) 次年度事業計画案及び予算案
- (3) 規約の変更
- (4) 解散又は合併
- (5) その他 役員会の必要と認めた事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎事業年度に1回の開催とする。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要を認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 総会は、第20条第2項第3号の場合を除き、この会の代表が召集する。

2 代表は、第20条2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、会議の日時、会場、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 23 条 総会は、委任状を含め正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 24 条 総会における議決事項は、第 21 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項については、特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることができない。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び会場

(2) 正会員総数及び出席者数（委任状の数も記載）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録署名人には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が記名、押印しなければならない。

## 第 6 章 役員会

(構成)

第 26 条 役員会は、役員をもって構成する。

(職責)

第 27 条 役員会は、規約で定めることのほか、次の事項を検討する。

(1) 総会の議決した事項の実施に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項の検討。

(3) 事業計画及び執行予算の変更について。

(4) 会費の変更に関すること

(5) 会計・庶務に関する運営上の事項

(6) その他、本会の運営・予算等に関する事項

(開催)

第28条 役員会は、以下の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 定例役員会と臨時役員会を置く。
- (2) 役員会が認めた場合には、臨時役員会を開催する。

(招集)

第29条 役員会は、本会の代表が招集する。

(議長)

第30条 役員会の議長は、本会の代表が兼務する。

(議決)

第31条 役員会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

(議事録)

第32条 役員会の議事については、議事録を作成し、保管しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) その他の収益

(資産の管理)

第34条 この団体の資産は、本会の代表が管理し、詳細は別に定める。

(事業計画及び予算)

第35条 この団体の事業計画案及びこれに伴う活動予算案は、役員会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第36条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、役員会に議決を経なければならない。

(予算の追加及び修正)

第37条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、役員会の議決を経て、既定予算の追加又は修正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 この団体の事業報告書及び会計報告書は、毎事業年度終了後役員会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 この団体の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

## 第8章 規約の変更

(規約の変更)

第40条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

附則

1. この定款は、この団体の成立から施行する。

2018年6月17日施行

2. 規約変更履歴

第1章第2条(事務所)(旧)熊本市中央区帯山3丁目20-14

(新)熊本市北区楡木4丁目21-6

2018年7月10日施行

同上

(旧)熊本市北区楡木4丁目21-6

(新)熊本市中央区大江2丁目3-22-101

2019年7月15日施行